- 1 日 時 平成30年6月7日(木)10:00~11:30
- 2 場 所 青森県警察本部6階 教育委員会室
- 3 出席者

#### 【委員】

内海 隆委員

沼 田 徹 委員

田 中 治 委員

関 谷 道 夫 委員

鳴海春輝委員

白 戸 美也子 委員

## 【事務局】

田村教育次長、長内学校教育課長、ほか学校教育課職員(6名)

### 4 会議概要

# (1) 審議事項

「平成30年度のいじめ防止対策について」

第15回青森県いじめ防止対策審議会(平成29年12月11日開催)以降の平成29年度のいじめ防止等の取組、平成30年度のいじめ防止対策、「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告(概要)」(総務省)について事務局から報告する。

# 【主な意見】

- ●総務省による「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告(概要)」において、重大事態に関する調査報告書を分析した結果、「冷やかし・からかい等から重大事態が発生しているものが最多である」という貴重な分析がある。ここが非常に大事な部分である。また、重大な事案発生前には、何かしらのサインは出ていると思う。そこで、周囲にいる者がサインに気付けるかが大事である。
- ●学校いじめ防止基本方針の内容を入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明することで、いじめに関する保護者等の理解が深まると思うので、今後も各学校で実施されるよう強調していったほうがよい。
- ●現在のいじめの定義においては、いじめは不可避なものである。人間は衝突しながら成長していくものであり、学校はその衝突が起きて学んでいく場であることから、いじめ問題への対応は解決に重点を置いた考え方が大切である。また、いじめを解決することが防止につながっていくという視点をもつ必要がある。
- ●スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは児童生徒が相談しやすい環境づくりに大きく貢献しており、常勤化して欲しいと感じるほどいい取組である。
- ●文部科学省からの通知において、「いじめの認知に当たっては、加害行為の『継続性』 『集団性』や『一方的』など被害・加害児童生徒の力関係の差等の要素により、いじめ の定義を限定して解釈しないようにすること。」とあるが、これはいじめの認知につい て判断する際の留意事項であることをきちんと理解する必要がある。いじめの具体的内 容を調べる際には、それらの要素を考慮しなければならない。

「新規重点事業『みんなで考えるいじめ防止対策推進事業』について」 事業の概要について事務局から報告する。

## 【主な意見】

- ●事業成果の「いじめを許さない環境づくりが実現される」はよい。いじめに気付いたら報告する義務があるというくらいの子どもたちの環境がつくれれば、いじめを黙って見過ごしてはいけないという考え方につながり、一番いい防止策になると思う。
- ●「いじめのない学級」という表現について、このようなスローガンを出されるといじめ を受けている子どもは助けを求めにくくなる。ヘルプを言いづらい心理が生み出されて しまう言葉だと思う。
- ●相談しやすい仲間が受け止めて、気付いて助言したり、信頼できる大人につないだりして、相互に助け合うことができるような考え方を育てていくことも、いじめ対策として 大事である。
- ●いじめに関して今後ますます重要なこととして、家庭と学校の連携が挙げられる。家庭 での子どもの様子の変化についての気付きを生かすためにも、保護者と学校が連絡を密 にすることが重要である。
- ●いじめの定義を広げた現状では、加害者としていじめに関わる子どもが増えるため、その子ども側のいろいろな視点が大事である。また、子どもの持っている様々な資源、いいところを伸ばしていく、充実させていくという発想も必要である。
- ●いじめ防止対策マニュアルの作成に当たっては、どこに何が記載されているか分かりや すい冊子づくりを心掛けてもらいたい。
- ●昨年度、上十三地区の県立高等学校において自殺予防教育を実施していただいたが、そこで先生方が必死になって生徒と一緒になんとかしよういう姿を見せたことで生徒に伝わるものがあったと思う。いじめの解決についても先生方が生徒と一緒に考え、また、先生方の必死さが伝わるような取組があるといいと思う。